

## 文 教 委 員 会 会 議 録

### 1 開会年月日

令和6年1月25日（木）

### 2 開会場所

第二委員会室

### 3 出席委員（9名）

委員長	浅川	のぼる
副委員長	沢田	けいじ
理事	宮野	ゆみこ
理事	宮崎	こうき
理事	白石	英行
理事	岡崎	義顕
理事	板倉	美千代
委員	千田	恵美子
委員	市村	やすとし

### 4 欠席議員

なし

### 5 委員外議員

なし

### 6 出席説明員

新名 幸男	教育推進部長
宇民 清	教育総務課長兼真砂中央図書館長
中川 景司	学務課長
宮原 直務	教育推進部副参事

### 7 事務局職員

議事調査主査	長田 高志
議事調査主査	下笠 由美子

## 8 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
    - 1) 都立特別支援学校の給食費に係る給付について
    - 2) 文京区立柳町小学校の教室対策について
  - (2) 一般質問
  - (3) その他
- 

午前 9時58分 開会

○浅川委員長 おはようございます。時間前ではございますけれども、皆さんおそろいですので、文教委員会を始めさせていただきます。

委員は全員出席でございます。また、理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

---

○浅川委員長 理事会についてですけれども、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですけれども、理事者報告が2件、これを一括して報告を受け、質疑は項目ごとに行います。

その他、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

本日の委員会は正午までであり、会議時間の延長は行わないことになっております。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

---

○浅川委員長 それでは、理事者報告2件、教育推進部学務課より2件。

初めに、報告事項1「都立特別支援学校の給食費に係る給付について」の説明をお願いし

ます。

中川学務課長。

○中川学務課長 おはようございます。

それでは、資料第1号に基づきまして、都立特別支援学校の給食費に係る給付について、御報告申し上げます。

本事業は、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の給食費の負担を軽減するために、令和5年9月に遡って給食食材費相当分を給付する事業になります。

対象者は、文京区に住民登録のある都立特別支援学校小学部または中学部に在籍している児童・生徒です。

給付額は、表に記載のある1月当たりの単価に在住月数を乗じた金額となります。こちらの単価は、区立小・中学校の給食食材費に相当する額を月額換算したものとなります。

実施方法ですが、対象者に申請書を送付し、保護者の口座に振り込む形で行います。

スケジュールですが、来月2月に申請書を送付し、その後、申請受付、書類審査を経て、3月下旬以降、対象月分を一括で支給いたします。

報告は、以上になります。

○浅川委員長 それでは続きまして、報告事項2の「文京区立柳町小学校の教室対策について」、この説明をお願いいたします。

宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 それでは、文京区立柳町小学校の教室対策について、御説明いたします。

現在、改築を進めております柳町小学校につきましては、1、概要にありますとおり、Ⅱ期工事エリアにおいて、本年5月末までの予定で埋蔵文化財本調査を行っているところですが、学区内の児童数の増加と、いわゆる35人学級の対応のため、令和7年4月には、改築工事開始時の予測を上回る教室が必要となったため、新たな仮設校舎を建設し、Ⅱ期工事完了までの普通教室等の不足に対応するものです。

建設する仮設校舎の概要は、記載のとおりとなっております。

2、スケジュールのとおり、実施設計を1月から9月に実施し、建設工事は10月から来年の3月まで、来年度の令和7年4月には供用開始いたします。

校舎の位置は、2ページ目、現況図を御覧ください。

現在の仮設校舎の北側に並行して建て、現在の仮設校舎の左下に逆L字形で示しております。

す渡り廊下とつないで、既存校舎棟と接続いたします。

校庭が狭くなりますので、各学年、週2時間ある外での体育は、近隣の区有施設を活用して行う計画であります。

第二仮設校舎の平面図は、3ページ目を御覧ください。

令和8年に学区内に大規模なマンションのしゅん工が予定されていることを考慮しまして、教室が不足する令和7年度4月までの限られた期間で、可能な限り多くの教室が確保できるよう、1、2階の合計で普通教室が8室、多目的室2室を増設し、既存の校舎と合わせますと普通教室は全部で26室とする計画でございます。

1ページ目へお戻りください。

4、その他ですが、現在進めております埋蔵文化財本調査に約7か月を要し、その後に地盤改良工事等が必要になることから、令和7年7月予定だったⅡ期工事は、令和8年の7月に、令和8年11月予定だった完全しゅん工は令和9年11月に予定を変更いたします。

説明は、以上です。

○浅川委員長 それでは、まず報告事項1、都立特別支援学校の給食費に係る給付についての御質疑をお願いいたします。

質疑のある方、挙手をお願いします。

それでは、千田委員。

○千田委員 まず、対象者は何人でしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 80人程度と想定しております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 小学校、中学校の内訳をお願いします。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 おおよそになりますが、小学生で60人程度、中学生で20人程度と想定しています。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 はい、分かりました。

学校給食無償化は、日本共産党は特別支援学校もお願いしますということはずっと提案し続けてきました。それで、品川区、豊島区、江東区などは、学校給食無償化を区立小・中学校と同時に開始しています。文京区は、区立小・中学校の学校給食の無償化を昨年6月に表

明しています。なぜ同時にできなかったか。

あと、9月の本会議で、日本共産党が特別支援学校への給食費助成を質問しましたが、区からの回答は、9月からの無償化開始に当たっては、区立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に実施するというので、特別支援学校が抜けていたんですけれども、どのような経緯で特別支援学校も無償化になったのでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 我々としては、当初より国に対しては、国公立、私立における学校給食の無償化も含めて要望を上げているというところではございましたが、区立小・中学校における給食無償化につきましては、保護者から頂いている給食費、こちらの額が明確であり、また、事務等を含めて、各学校と速やかに連携ができるというような環境にあったため、スピード感を持って対応を進めてきたところでございます。

今回の都立特別支援学校に在籍する児童・生徒についての給付も、都立特別支援学校の就学がその他の区立以外の学校と比べ区教育委員会の関わりが大きい、こういったことを鑑みまして、検討は行っていたんですけれども、給付額や実施方法等をきちんと整理する必要があった。そのために区立小・中学校における給食無償化と同じタイミングで実施することはできなかったというところがございます。

ただ、今回、9月に遡って給付を行うことにしております。区立小・中学校に在籍する児童・生徒と同様の支援ができるというふうには考えているところでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 この間の学校給食無償化の動きというのは、去年に遡ってになっていくんですけれども、国が示したこども家庭庁設立に向けての方針の中で打ち出されて、検討していくという部分があって、その後、各自治体のほうでは、国がそう動いていくのであれば、先駆けて負担軽減、特に物価高騰もあって、そういう様々なものを支援していくという考えの下、動き出したと。

今年1月になって、東京都のほうで新たに無償化の決定ということで、今日、報告がある特別支援学校の給食無償化も含めて表明をされているんですけれども、そういう動きの中で、議長会のほうで話を聞いていると、東京都のみならず、23区のほうでは、全て国がやるべきだという方針の下で要望書を出されていて、それを現実化していかなければいけないんだろうなと思っているんですけれども、まず1番目の質問は、東京都の今年に入って表明された給食無償化の決定で、1点目は、今後、国の動きとして何か動きがあるのか。もう一点は、

国立、私立の子どもたちというのも、広く見ればいらっしゃるわけで、その部分について、区と都はどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 委員のおっしゃるとおり、先日の報道によると、都は、特別支援学校など給食を提供する都立学校の給食費は全額、都が負担して無償化するということを表明されたところでもあります。ただ、我々としても、こちらの情報というのは、報道レベルで把握しているというところがございますので、こちらの実際の事業のスキームだとか内容というのは、まだ明確にはなっていないというようなところがあります。その中で、今回、区のほうで実施はしていくんですが、この都からの表明を受けて、国がどう動いていくかとか、そういったところも含めて、詳細は、まだこちらのほうに情報としては入っていないというところがございますので、その辺は引き続き状況を注視していくというところに現時点ではとどまるかと考えております。

2番目のほうで、国立、私立の学校についてというところがございますが、今回、都立の特別支援学校に就学しているお子さんたちについては、区の教育委員会が実施する就学相談というものを介して、一緒に進学先を考えていくということで、区の関わりはかなり大きいというところで、この事業を実施するとしたところではございますが、国立、私立の小・中学校等に在籍する児童・生徒への支援というところについては、引き続きの検討課題というところで認識しているところでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 これは、各自治体が国へ求めている理由の大きな一つとしては、やっぱり国全体で子どもたちを支援していこうというのが大きな目的であって、今回、地方自治体のほうからこうやって動きを出したことによって、応援する部分がどういうところなのかというのが明確になっているのではないのかなと思っています。

国立、私立においても、今回みたいに、私どもの公立小・中学校の給食費の部分をベースとしてお示ししているということは、できる限りは、「文の京」ですので、区内の国立、私立学校についても、これをベースとして応援していくんだというような表明をして、さらにちょっと国を動かすような形にしていきたいと思います。

あとは、東京都の動きなんですけれども、今、話があったように、報道であったように、止まってしまうところが、本当に23区と東京都の関係の中でいいのかというというのが非常に不明確で、僕たちにしてみると、東京都の何の財源をもってこれをやろうとしているのか

全く見えない。非常に失礼な話ではないのかなというふうに思っておりますので、東京都の情報についてしっかり取っていただいて、今、そういう制度の中で私たちは動かざるを得ないのは分かっているので、私たちの一般財源が不必要に支出されないような形で、今後も御検討をお続けいただきたいと思っております。お願いいたします。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 都立の特別支援学校の給食費を区のほうで給付するというところで、会派としても、これまでの経緯は、基本的には国がやるべきというふうに思っているところですが、そういった中で、去年の9月から区立小・中学校が始まって、さっき議長のほうからもお話がありましたけれども、都立の特別支援学校の給食費もぜひ今後検討していただきたいという、うちの会派としても要望させていただいて、こういった経緯になったわけでありましてけれども、そんな中で、今、議長からありました1つは、東京都が来年度予算化していくということで、文京区も当然、今回9月まで遡って給付しますけれども、来年度予算においても計上していく予定になっていると思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 当然、今、区立学校のほうの無償化ということを昨年9月から開始したというところもあって、そちらの予算については、当然、来年度の予算というところでも計上をしていくという考えがございます。

今回の都立の特別支援学校のほうの給食費の給付についての経費についても、来年度予算のほうに計上ということでは考えていたところがございますが、先ほどの東京都の報道等もあるので、実際、この事業が来年度区として実施するかどうかというところは、東京都の事業次第というところになるので、その辺の予算というところは少し変わってくるかなと思っておりますが、給食に関する予算というようなところでは、子どもたちが安全で安心な給食を食べられるようにというような視点で計上しているところは変わりませんので、適切に対応はしていきたいと思っております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。当然、文京区としても、今後、都の動向にもよりますけれども、といいますか、いわゆる都がやらなければ区がやっていく、来年度以降もというようなことですので、これはちょっと課が違うかもしれないんですけども、いわゆる都から下りてきた部分をぜひ子育て支援のほうに、本来、給食費に使うところを、違った意味での子育て支援のほうにぜひ予算を計上して、その分、余るということはあれですけども、使わなくて

済むんですから、そういったこともぜひ御検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 ちょっと他部署をまたぐ話になると、ではどういった事業にというようなことにはなるんですけれども、少なくとも教育委員会、学務課としましては、そういった予算、場合によっては必要なくなるというようなことも、当然、今の状況からだと考えられますので、代替りの事業といたしますか、必要な事業というようなものには、きちんと予算をつけられるようにということで、担当部署とも協議をしていくつもりでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。ぜひとも、よろしくお願いいたします。

あと、重複というか、先ほど白石委員もおっしゃっていましたが、やはり国立、私立のほうにも、食育を含め、給食費の無償化ということについては、ぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 先ほど来の議論をお聞きしていて、経緯などは把握させていただきました。まず大前提に、この特別支援学校に通う子どもたちというのは、区の教育委員会のほうに保護者の方から就学相談を持ち掛けていただいて、区と保護者の方が一緒に就学先を決めていくというプロセスがあった上で、片や区立のほうは先に無償化して、特別支援のほうはまだされていなかったということで、そういった声が上がっていたということも、私のほうでも把握しております。同時にスタートできなかったことは残念ではあるんですけれども、遡って9月から支給していただけるということで、そのような配慮がされたのはよかったなというふうに思っております。

それで、質問なんですけれども、4番の実施方法のところ、申請という方法でされるということです。就学相談で児童と関わったりということはあると思うんですけれども、申請で全ての子どもが網羅できるのかということを確認したいと思います。漏れのないように、学校ですとか福祉部ですとかとも連携が必要になるのではないかなと思いますが、どのように制度を周知していくのかということと、あと、今回、プッシュ型で支給を行うような何らかの手段がなかったのかという、その確認をさせてください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 委員のおっしゃるとおり、今回、都立の特別支援学校は、こちらの教育委員



会とのつながりがあるという中で、その対象となる児童・生徒について、ある程度把握ができていているというような前提に立っているため、直接その申請書を対象の御家庭にお送りしてというような形を取ることにしているところではございます。

ただ一方で、そういった、今あった漏れが生じないように、こちらについては、都立の特別支援学校に対しても、こういう事業を文京区としては実施するというようなことを案内する予定でございます。また、当然ですけれども、区報・ホームページ等においても、分かりやすい周知を行うつもりでございますので、対象世帯に対して支援が漏れなく行き渡るようにということで、配慮していく予定でございます。

プッシュ型のやり方というようなこともございましたが、一定その申請書をこちらからお送りするというところで、御案内自体は、ある程度プッシュ型という形で行うことを想定はしているので、制度としては、やり方としては、結構アナログというか、今、いろいろLINEで申請したりとかというようなことで、ほかの区の事業を実施しているところでございますが、今回はその対象者がある程度限られているというところもあるので、このような手法で実施することとしたところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 すみません、ちょっと息が上がってしまうので、着座で失礼してもよろしいですか。

○浅川委員長 あ、どうぞ。

○宮野委員 申し訳ありません。

ありがとうございます。先ほども都のお話がありましたけれども、予算案が発表されました、給食無償化関係費については、都のほうで全額、特別支援学校のほうも無償化するという方針が出されましたけれども、これは非常に喜ばしいことではあるんですけども、これから保護者にとってみれば、2、3月にかけて区の補助の申請をして、すぐにまた都の補助が始まるということになりますよね。スキームの詳細は、まだ情報が入っていないということなんですけれども、手続の面で分かりにくくなって、中には混乱する方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますし、学校のほうの負担にも少しなりかねないのかなというふうに想像します。

都の無償化に切り替わる時は、できるだけ事務を区が負担することになるのか分かりませんが、今回の区への申請実績などの活用できる情報はぜひ活用していただいて、できるだけシンプルな分かりやすい方法で行っていただきたいんですけども、今後、どのよ

うになっていくのか、お考えがあれば教えてください。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 東京都がどのようなやり方をするかといったのは、先ほど来ここで議論があるように、まだ決まっていないというところがあります。ただ、都が表明しているのが無償化というような言い方をしているので、恐らくですけれども、今、都立の特別支援学校のほうで給食費として徴収している額を徴収しないというやり方が考えられるのではないかなと思いますので、そういうやり方をさせていただくことであれば、特に区のほうからの何か情報が必要だとか、そういったことにはならないというふうに認識はしているんですが、当然、個人情報の取扱いとか、そういったことをきちんと整理することは前提になりますけれども、もし東京都と連携をする必要があるというような場合においては、とにかくそういった御家庭、児童・生徒の負担にならないようにというところには留意していきたいと思っております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ぜひ、その辺の配慮も今後よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 先ほども千田委員からありましたけれども、私たちも、都立の特別支援学校への給食費についても、区立学校へ通う子どもたちと同様にやるべきだということで要求してきました、こういう形で実現ということになったんですけれども、区のホームページの10月31日付けのところでは、これから特別支援学校の給食費についても支援しますというあれが出ていて、詳細については、これから追って出しますというふうになっているんですが、ホームページ上はどういうふうになっているのかということ。

それと、今回、スケジュールの中で、申請書を送付してということで、人数は約80人ということですから、保護者の口座に支給ということになっているんですけれども、お送りしたときに証明するものを添付というか、また送り返してくださいみたいな手続があるのかどうか、その辺をお聞きしたいということ。

それと、9月から3月までの7か月分について、区が支給するというので、4月以降については、東京都の事業内容がまだ明確になっていないということであれなんですけど、その辺の東京都との詰めというか、どういう形になっていくのかというのは、いつ頃、どういう形で東京都から来るのかどうかということ。

それと、4月以降については、特別支援学校に通っている子どもたちについては、区の負担というか、区の手続上というか、どういうふうになっていくのかをまずお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 先ほどスケジュールというところで、来月2月から申請のほうを開始するというふうなところで御答弁申し上げたところでございますので、それに合わせる形で、今日、こういった形で委員会報告も行っているというところも含めまして、そのタイミングで、ホームページのほうも、今はいわゆるこういった事業を実施しますよというところの御案内にとどまっておりますが、本日、報告をさせていただいた内容等も含めて、詳細の内容は、ホームページも更新していくという予定でございます。

あと、そういった申請に当たって、申請書とか証明書を送り返す事務というところなんですけど、今回、直接その申請書をお送りするというところもあるので、それは一定発生するというところで考えてございます。もちろん、過度に負担にならないようにというような形で、申請書も様式等も分かりやすいようにということは考えていくところでございますが、一定、今回の事業については、そういった書類のやり取りというものは生じるという前提でございます。

4月以降の都の事業について、その都との詰めをどうしていくかというところでございます。今回、この事業についても新聞に報道されたというところで、私じゃないんですが、他区の学務課長も東京都に問合せをして、まだ今の時点ではというように返事を受けているということで、そういったことは、23区の学務課長の中でも共有はしているところでございます。なので、そういったところも含めて、都と区の縦の連携もそうですけれども、23区内の学務課長の横の連携とかも含めて、情報の共有というところは図っているところではございますので、なるべく4月以降の事業のスキームについても把握をして、それによって4月以降の事業を区としてもどうしていくのか。4月の給食から無償化ということがあれば、特にこの事業を続ける必要はございませんが、万が一、実施時期が少しずれるというようなことがあるのであれば、その間をどうやって手立てしていくかみたいなことも考えなければならないと思うので、極力、情報収集・共有というのは密にやっていって、事業等に漏れないようにということで実施していくつもりでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 23区は、全てになったのかな、無償化は。1区だけ残っているのかな。その辺…

…。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今年度の時点では、23区中21区が、その無償化する時期だとか内容とかが若干異なったり、対象が異なったりはあるんですが、21区というふうに認識しています。ただ、残りの2区についても、来年度からは無償化のほうにということで動くというような話も聞いているところがございますので、区立学校の児童・生徒に対する無償化というところでは、来年度になると全区でというような形になるものと認識はしております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ、23区全区じゃないにしても、課長会さんが結束をして、東京都ときちっと交渉していただいて、部局の負担が軽くなっていくような、そういう取組と同時に、先ほども言ったように、やっぱり国のほうでどうするかという問題、どうするかじゃなくて、国のほうがやるべきだということでは、議長会もやるということですから、区長会のほうもぜひとも強力にやっていただきたいなというふうに思います。

それと、今回、区立と特別支援学校の在籍以外のことでは、先ほど私立とか国立とか、そういうところもぜひということなんですけれども、区立と特別支援学校在籍以外で、今度の対象から外れてしまうというのは、私立や国立以外に、文京区内の子どもたちの中で対象にならない子どもたちって、どういうところに行っている子どもたちということになるんでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 広く私立というようなところでいいますと、例えばインターナショナルスクールであったりとか、あとはフリースクールのようなところで行っているようなところのお子さんというところでは、対象にはなっていないというような認識はございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 中野区と墨田区は、国立や都立もそうなんですけれども、インターナショナルスクールなどについても、小・中学生相当の子どもはどこに通っていても無償化ということで、就学先の違いによって差別をつけるべきではないという、そういう考えの下に、インターナショナルスクールについても対象にするというふうに言っていますし、新宿区は、今度4月から無償化を始めるんですけれども、私立学校に通う子どもも給食費相当を支給する、そういうふうに新宿区は表明をしております。

です。要するに文京区内に住民登録がある子どもたちがどこに行っているのかという

のは、文京区は、先ほどおっしゃっていたように、就学相談をするときに、どこへ行っているのかというのはもう把握しているはずだと思うんですね。なので、そういう点では、やっぱり文京区の子どもたち全てを対象にすべきだということで、ぜひ検討をしていただきたいと思うんですけれども、その辺のお考えを。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 就学相談というところについては、やはりそういう特別支援学校、あるいは特別支援学級とかも含めて、どういったところで一番より良い教育が受けられるかというような視点で御相談を受けているところではございますので、私立、国立も広く相談を受けているということではないので、なかなかその全体を就学相談で把握するというところは難しいというふうには考えております。

ただ、先ほども答弁申し上げたんですけれども、国立、私立のその他の学校に在籍する児童・生徒への支援というのも、引き続きの検討課題というところで、我々としては認識はしているというところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 これですら最後です——最後というか。さっき中野区や墨田区の例や新宿区の例も言わせていただいたんですけれども、やはりそうした区に倣って、文京区でも全ての子どもたちが対象になるように検討を急いでいただいて、実現できるように要望しておきたいと思えます。

以上です。

○浅川委員長 ほか、よろしいですね。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、以上で、報告事項1「都立特別支援学校の給食費に係る給付について」を終了いたします。

次に、報告事項2「文京区立柳町小学校の教室対策について」の御質疑をお願いいたします。

宮崎委員。

○宮崎委員 柳町小学校の2つ目の仮校舎建設ということなんですけれども、こちら、いろいろ図や資料を見させていただいたところ、仮設校舎建設期間、あと供用開始後に関して、校庭のスペース的に、先ほど宮原副参事もおっしゃっていましたが、体育の時間は近くの施設を利用して対応するとのことですが、子どもの休み時間の遊び場所や運動場所、また

は運動会のとき等には、どのように対応していく予定か、お聞かせいただけますか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 まず、子どもたちの休み時間の遊び場についてですけれども、柳町小学校のほう、校庭は確かに狭くなりますが、約600平米ほど校庭が使える期間があることと、あと、そこがなくなった場合も、屋上が2か所、教室3つから4つ分ぐらいの屋上が2か所あります。また、図書室を使って、今もその校庭、屋上、図書室を学年でローテーションして活用しているようなところでございます。今後につきましても、学校のほうでそこを工夫して、進めていきたいと考えております。

また、運動会につきましては、令和6年度、目の前は春の運動会にすることで、今の校庭で行えますが、それ以降につきましては、六義公園を調整できるよう、今、関連所管と調整を進めているところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。今、出ましたけれども、運動会のほうですね、六義園のほうを検討しているとのことですが、私も中学校が文京区立の第五中学校を出ておりますので、そのときに運動会を六義園でやったんですけれども、そのときはもう中学生ということで、各自、運動会の日には六義園に自分でバスに乗って行ったんですけれども、こちらの小学校に関しましては、柳町小学校からバスでの移動等になるのかなと思うんですけれども、そういった場合、1年生から6年生全校でのバスの移動などになると思いますが、人数が多い分、十分気をつけて対応していただきたいと思いますが、その点の対応について、今のところ、ちょっと先の話になりますけれども、何か考え等があればお聞かせください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 委員のおっしゃるとおり、移動につきましては、バスの移動を想定しているところでございます。これまでも、誠之小学校でも同様に、バスを活用しての移動で運動会というケースもございますので、ここでのノウハウを生かしてということも考えております。運動会を開催する場合には、PTAをはじめ、地域の方にふだんも御協力いただいているところですが、実際、誠之小学校のときにも、PTAの方に道路上の安全の確保であったりとか、そういったところにも御協力をいただいております。

また、柳町小学校は、特別支援学級のある学校でございますので、そのサポートに対しても、しっかりと人であったり、安全配慮について考えていきたいと思っております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。しっかりとそういったノウハウもそろっているということで、安心いたしました。

最後に、工事等に関しましても、いつも言わせていただいておりますが、保護者や近隣住民の方の声にもしっかりと耳を傾け、事故、トラブルがないよう進めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 今、宮崎委員が質問したこととちょっとダブるかもしれませんが、柳町小学校、埋蔵文化財が出たということで、いろいろと御苦労されていると思います。まず、教育には、当然、体力の向上、先ほど言ったように、知力・体力というのは必要であって、校庭がこういうことで、第二仮設校舎候補地ができるということで、若干は広さがあると今、説明がございました。全く使えないわけではないけれども、今までのようにはできないということで、休み時間は、今、言った屋上、運動場を含んだ図書室を使えばということなのですが、それ、休み時間の話だったんですけれども、もっと何か体育の時間みたいな、そういったときは、この場所ではちょっと難しいですね、多分ね。しっかりと体力の向上も図っていかなくちゃいけないということであれば、先ほど区有施設を利用するということがありましたけれども、具体的にどこの区有施設、近くになるんだと思いますけれども、その辺を具体的に教えていただければと思いますが。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 体育の時間が各学年3時間ございますが、そのうち1時間が体育館で授業、残り2時間が外体育ということになります。

場所につきましては、今、調整中ではございますけれども、一番近隣で、スポーツ施設ということで、後楽少年野球場を一つの候補として、所管と相談を進めているところでございます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 分かりました。ちゃんと2時間、外体育ね、しっかりと、後楽少年野球場ですね、まあ、三角公園って我々よく言っていましたけれども、あそこだったら歩いて10分か15分ぐらいもあれば楽に着くかなというような感じで、近いし、ぜひ子どもたちがしっかりと外の体育ができるように、しっかりとその辺を調整していただきたいなと思っております。

先ほど運動会、六義公園の話が出たんですが、実は誠之小学校、私の、駒込警察エリアな

ので、実は誠之小学校のPTAの方から相談があつて、不忍通りに置いちゃうと、あれ2車線なので、完全に1車線つぶしちゃうので、要するにグリーンコート側ね、駒込警察の並び、あそこだけだと大変なことになっちゃうので、そのまま本郷通りから駒込駅に向かう、あそこは3車線あつて、左が、六義公園がライトアップするときバスが結構止まっている。あそこだと何も問題ないので、警察の課長から、2か所でやったらどうですかというアドバイスを受けて、その後、PTAの人が、ちゃんと、何も問題なくできましたということでありましたので、そういう方法をしっかりと聞いていただいて、安全に六義公園まで行っていただきたいなということでございますので、御報告方々、よろしく申し上げます。それはそういうことで、PTAにしっかりと聞いていただきたいなと思います。

あと、埋蔵文化財が今、調査で、結果がいろいろ、それこそお金も掛かる、工期も1年延びてしまう、いろんなことがあります、埋蔵文化財の、要するに出た遺物ですか、それはどんな感じで、学校に飾られるのか、どこかに持っていくのか、その辺のお考えはどうなのか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回の埋蔵文化財、今、本調査中ですので、その結果はこれからとはなるんですけども、試掘の段階で江戸時代の磁器や陶器、瓦等が大量に出土していて、場所がちょうど旗本・御家人屋敷の範囲内だということで、いわゆるごみ穴の可能性のあるというのが一つと。

もう一つ大きいのが、7つ試掘をしているんですが、ここで近代以降の建造物の遺跡が見つかっておりまして、これが柳町第1次調査の結果、明治21年以降に所在した、跡見女学校の建築基礎ということが考えられるということで、今、本調査が進められているところです。

そういった意味で、文化的な価値がありますので、それを学校内にどのように表示していくかというのは、今、検討しているところでもありますし、また、出てきたその他の出土のものにつきましても、学校の関係のものがあれば、学校の中での展示というのも検討してまいりたいと思います。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 ありがとうございます。

最後の質問をします。今、言ったように、近隣の町会とか団体の方と相談して、文化財、どんなものが出るのか結構楽しみにしているという、御意見もあるようでありますので、何でもかんでも置いても、スペースがありますでしょうから、よく相談していただいて、置け



るものは置いていただく、どこか移設、保管するものは保管していただくということで、しっかりと近隣の町会や団体と相談していただきたいなと思っております。

以上です。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。

まず、今回の計画の変更ですね、埋蔵文化財の本調査と工期の延長と、また仮校舎の建設などによって、どれくらいの経費が追加されるのかというのを教えてください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 まず、第二仮設校舎に係る費用につきましては、概算になりますが、約6億円の費用となります。あわせて、埋蔵文化財の本調査を行いますので、この基礎工事、その後の地盤改良工事が必要となっておりますが、こちらにつきましては、今、見積り中なものですから、ちょっと金額のほうは不明でございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 はい、分かりました。

柳町小学校の既存の校舎の着工が1965年というふうに資料で見ました。その際に、一度埋蔵文化財の調査をしたのではないかなと思うんですけども、なぜ今回のタイミングで埋蔵文化財がまた出てきているのかなというふうに疑問を感じるんですね。今回の一連の工事で、令和2年度にも敷地内の別の場所で埋蔵文化財が出ていると思います。そのときも工期が延びていると思います。今になってこういうふうに出てくるのは、1965年の着工の当時の事業者の調査がずさんだったのではないかなというふうに疑問を感じるんですけども、その辺の詳細は把握していらっしゃるでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 こちら、柳町小学校を設計したのが平成29年の段階になるんですけども、その時点では埋蔵文化財の包蔵地には指定はされていなかったというふうに認識しております。なので、計画の中でも、本調査が必要になるか明確でないということで進んでいるということが1点ございます。確かに建物があったところになりますので、実際に物が出るか出ないかというのは、試掘してみないと分からないというのが、設計をスタートした時点での判断ではございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 はい、分かりました。当初よりもやはり工期が少しずつ延びていくということで、

子どもたちにも近隣住民の皆さんにも影響があることなので、この柳町小学校に限ったことではなく、今後、ほかの学校の改築においても、できるだけ、この工事スケジュールというのは、最初にしかりと、より精密に算出できるように努めていただきたいということと、あと、先ほど来ありますけれども、影響を受ける保護者や在校生の皆さん、それから近隣の住民の方へ丁寧にコミュニケーションを図っていただきたいというふうに思います。今回は、この近隣の皆さんや在校生、保護者の皆さんへは、どのように説明や意見聴取などを行われていくのか、教えてください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 学校のPTA、保護者の皆様に向けて、また併せて地域の皆様にも、工事の期間延長の影響もございますので、説明会を3月の早い段階で行うように今、調整を進めているところです。

また、その説明会の御案内も含めて、改築だよりを出しておりますので、その中で、今回の第二仮設の件であったりとか、埋蔵文化財で延びていますといった、今日、御報告させていただいているような内容は、改築だよりで皆様に周知を図っていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ぜひ、積極的にコミュニケーションを図っていただくようお願いいたします。在校生の学習の環境の担保というのは、引き続きしっかり検討いただきながら、運営のほうを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 完全しゅん工が1年延期になっているということで、先ほども質問で出ているんですが、1年というのは大変長い期間だと思います。工事音ですね、授業をしている中で工事をやるということもあると思うんですけども、それとあと、やっぱり車の出入りなどがあって、児童の安全面などどのように工夫されるか、ちょっと教えてください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 委員のおっしゃるとおり、今、工事をしている中にまた工事を入れる形になりますので、そこはしっかりと子どもたちの動線と工事の動線を分けることであったり、また車の出入りにつきましては、これまでも十分に注意して行ってまいりましたけれども、安全に配慮した上で進めてまいりたいと存じます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 はい、分かりました。

あと、2年半以上ですかね、校庭が使用できないということで、先ほど体育のことは伺ったんですけども、地震・火事などの災害時の避難場所の確保と、あと日常の避難訓練などどのように対応していくのでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 避難訓練につきましては、災害の内容にもよりますけれども、例えば年初にありました地震のような場合には、まず身の安全をとということで、教室の中での安全確保、その上で、一旦の避難場所としては体育館を想定して、避難訓練を進めていくことを考えております。

実際、発災時につきましても、避難所として活用するところは体育館ということにもなりますので、校庭が狭くなりますので、一旦、最初に皆さんお集まりいただいて、建物の安全確認ができた上で、避難、中に入ってくださいというプロセスになりますけれども、その部分の対応につきましては、防災課と協議してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 500人の生徒たちがいるので、多分、体育館だけでは間に合わないことも生じてくると思うので、防災課の方たちと連携しながらやっていただきたいと思います。

あと、先ほどバスで移動するということなんですけれども、このバスでの移動でも幾つかあるんですけども、まず引率者が担任の先生だけなんでしょうか。担任の先生には授業に専念していただきたいので、児童の安全を考えたら、どなたか同行していかないと、非常に児童の安全性を保つのは難しくなる。補助員が必要だと思います。

あと、特別支援学級の子たちですね、配慮なさるということなんですけれども、バスでの移動にはさらには配慮が必要だということで、その辺の工夫と、あと2点、バスでの移動で費用は区が負担ということでいいのでしょうか。それと、バスの送り迎いで、1日運転士さんを拘束するようにはなると思うんですけども、1年生、2年生、6年生までが週3時間のうち2時間が体育、外でやるということで、その辺、どう工夫されているのか、伺います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 バス移動につきましての引率ですが、原則としては、担任が引率ということにはなりますけれども、お話がありましたとおり、特別支援学級のお子さんも、インクルーシブ教育で各クラスにいらっしゃいますので、その支援をしている方にも入っていただくことに加え、現地につきましても広い場所で、必ずしも学校のように完全に閉ざされたエリアではないですので、その人的なサポートにつきましては、今、学校と相談を進めて

いるところです。何らかの形で人をつけて、大人の目を増やす必要があるんじゃないかというところで、調整を進めております。

また、バスの費用につきましては、区の負担で進めてまいります。

バスの運行の工夫でございますけれども、今、学校と相談していますのは、学年単位の移動で考えているところです。学年単位で、ちょうど学校の1、2時間目と3、4時間目というのがおおよそ午前中に当たる部分、9時から12時ぐらいに当たりますので、この1、2時間目と3、4時間目を一固まり、1、2時間目が例えば1年生でしたら、3、4時間目は2年生というような固まりにして、バスの送り迎えがスムーズで、無駄のないようにできるように考えているところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 はい、分かりました。子どもたちにとっては大事な体育の授業ですので、ぜひ無駄のないように、安全も確保しながら、お願いしたいと思います。

それで、先ほども保護者、地域への説明会はということで、3月に説明会をやるし、お便りでも知らせていくということなんですけれども、小学校という公共施設の工事なので、非常に地域への説明会は大切だと思います。今現時点でもちょっとトラブっている小学校があるとは思いますが、そういう意味で、町内会というだけではなくて、本当に一人一人、地域の多くの方たち、それも回数も何回か、1回やったから終わったではなく、回数を重ねてやっていただきたい。

あと、未就学児ですね、これから小学校に入る方、この子たちが小学校の何年間は校庭が使えないということもやはり保護者の方たちに十分知っていただきたいので、未就学児の方にもぜひそれが周知できるようにお願いしたいと思います。ちょっとその辺の工夫もお答えいただけたら。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 できるだけ多くの方に周知が図れますよう、今、考えていますのは、説明会の日程につきましては、先ほど申し上げましたとおり、改築だよりの配布という形を考えておまして、基本的には、地域の方は町会のお力を借りて、町会単位でできるだけ多く回覧板とか掲示板とかやっていただくことで、広く周知を図っていきたいと思っております。

また、未就学児の皆さん、確かにこの後、今度就学してくるお子さんもいらっしゃいますので、近隣の保育園、幼稚園等の未就学児の皆さんにも伝わるような方法については検討し

てまいりたいと思います。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 柳町小学校の子どもたちには、この大規模改修に当たって、居ながら改修なので、非常に校庭の確保というのが大きな課題になっていたんですけども、このような事態になってしまったということで、令和7年、令和8年、一気に予想推計でがっと増えていくというところで、多分、どこかというのは分かっているんですけども、まず初めに、その新たな建設される場所に1回区が申入れをしましたよね。その結果どうなって今に至っているのかというのをまずお知らせいただけますか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 申し入れた内容としましては、委員のおっしゃっているところが大規模なマンションのことだとしますと、そこまでの交通の便の、Bーぐるが通っていますので、そこへ非常にたくさんの方がお住まいになるということで、その対応が必要だという辺りと、あと、子どもたちが増えるということで、その就学への対応という辺りだったかと記憶はしております。

小学校の場合は、学区というのは、今のところ一定決まった中での就学となりますので、それ以外の例えば育成室の確保であったりといった辺りを協議の中で御相談はしていたかと思うんですけども、すみません、私のほうでちょっと手元資料がなくて、結果については分かっておりません。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 まあ、分かりました。いわゆる、私たちがその当時、大規模改修に入っていくに当たって考えていたことと、時間が掛かってしまうので、近隣のところの学区域の中に新たな更新の建物ができて、当然、昔と違って、更新がされれば建物は高くなって、私たちは単身者よりファミリー層に入ってもらいたいという様々な条例も持っていて、こうやって増えていくのは仕方がないことで、それに対してこうやって御対応いただいていることには感謝をいたします。

今回、それで誠之小学校の経験も得ながら、バスを活用して、区有施設の中で子どもたちの運動場を確保するという立派だと思います。

その一方で、僕、ちょっと思ったんですけども、文京区内にある、例えば柳町であれば、坂を上がれば淑徳学園があったり東京学芸大学附属があったりとか、そういうところの近隣の学校との連携という中での検討はされたのか、1点。

2点目は、この間、区有施設の中では、礪川公園の臨時保育所も閉園となって、今度解体に入っていくといったときに、それが視野に入っていたのか。または、その上にある中央大学との連携も入っていたのか。という、様々な、公立学校の周りには、いろんな公共財産以外のものも多くあるので、そういう点の考えはどうだったのかというのをまずお聞かせください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 近隣学校という点でいいますと、指ヶ谷小学校については、調整を図ったところではございますけれども、その後、後楽少年野球場のほうが、ちょうど利用者の裏表、子どもたちが学校へ行っているときには、利用者数が少ないということで、一定目安が立ったというところがあって、その後、近隣のほかの民間施設との調整というのは特段していないところでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 例えば民間の学校さんが改修工事に入ったときにも、区に、児童・生徒たちの授業数を確保したいので協力してくれませんかと当然あって、そこでもなかなか、いや、うちらは授業をやっているので無理ですよとなると、私立の中、国立の中で一生懸命やっているわけですよね。それが文京区の財産だというふうに僕なんかは認識していて、近いところで、バスで行っちゃえばそれでいいんですよというのものもあるかもしれないけれども、先ほどの学校給食無償化もそうだけれども、全体でやるのが、この文京区らしさというのがあるような気もしないでもないんですよ。なので、自区内処理という考えだけではなくて、文京区内にある財産は、いかなるときにも連携しながら生かしていただけるというような形が本来スムーズで、また地域力も上がるのかなと思いますので、これから何かあったときには、そうやってお声掛けをすれば、多分、協力してくださる学校はあると思うので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

板倉委員。

○板倉委員 柳町小学校については、南棟ができて、今、北校舎のところで、埋蔵文化財の本調査ということで、一定、時間が掛かるというのは、理解はできました。

それで、先ほど来ありましたように、教室数については、子どもの数がこれからかなりのあれで増えるということでは、いただいた資料の中でよく分かりまして、今年度から令和10年ですから2028年のときについてまでは、160人増えるという計算上ですよ。特に、先ほ

どから出ているように、来年、令和7年から令和8年、2026年にかけては、90人ということで、大きく増えるんですけれども、先ほどおっしゃったように、その要因としては、共同印刷の跡地にできるマンションについては、報道を見ると、文京区内最大のマンションというふうに言われておまして、522戸と言われている、ワンルームがその中に28戸というふうな報道では書かれているので、大体500世帯があそこに入るということになるんだと思うんですけれども、その500世帯のうち、子どもたちがどういうふうな状況になるのかというのは、部屋の広さとかそういうことを勘案しながら、何か方程式じゃないんですけれども、大体これぐらいの世帯なら子どもが、小学生が何人とか中学生が何人とか、そういうのはどういう形で推計ができて、こういう形の数字につながっていったのか、ちょっとその辺の根拠というか、そういうのを教えていただければと思います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 大規模なマンション等の建築によって学校の児童数に与える影響につきましては、現在、教育委員会のほうでは、近隣の学校で同様な事例を一つの参考にして、一定の目安を立てているところでございます。やはり小学校1年生の段階で、そのタイミングを合わせて転入される方が多いのか、1年生が大体平均で5%程度、その世帯数の5%程度が影響がある。他学年につきましては、本当にぶれが多くて、高学年になればなるほど、前の学校にそのまま継続して通われるというケースもあるので、ちょっと読めないんですけれども、多く見積って2%から3%というふうに見ているところでございます。

今回の大型マンションさんの件につきましては、同様に500世帯、また近隣にもほかにもマンションが建っておりますので、そこについても、少し上振れさせて、ふだんの数字よりも多めに見積って、今回の柳町小学校の人数を推測しているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今、数字的には、近隣というのは、文京区内の近隣の学校ということなんですか。他区を言っているんですか。

○宮原教育推進部副参事 失礼しました。小学校の近隣、文京区内で小学校の学区内にできたマンションがどれぐらいその学校に、各学校に影響を与えるかというものの、本区の数字、実績値から推計しております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 特にこの柳町小学校の学区域でいうと、千川通り沿いというのは、もともと印刷製本関連の事業所が多いところだったところが、今、マンションに変わってきたりしている

という点では、あの地域というのは、特に人口が増えていくところではないかなというふうに思うんですけども、これからこういった形で開発というか、マンションができるのかというのも予測をしながら、次の学級編制をどうしていくかということのを当然考えていくんだと思うんですけども、その考え方として、この間、代表質問で多分、私たちが提起していたかと思うんですけども、お隣の北区では、次の年度の学級編制をどうするかということについては、恒常的に教育委員会の中で議論をしているというふうに聞いているんですが、文京区の場合は、2学期頃になってからそういう形で検討をしているというふうに聞いているんですけども、これからまだ文京区の人口は増えていくと言われている中で、そうなるとう年少人口も当然増えていくわけで、そういう点では、やっぱり文京区も、恒常的にというか、来年度の学級編制をどうするかというのは、もう早い段階からそういう検討をしていくと同時に、常にというか、恒常的にですけれども、そういう議論をやっぱりしていかなければいけないのではないかなというふうに思うんですが、その辺については、どういうふうな考え方、今までと違うようなやり方で、今回の柳町の例を見るとよく分かるんですけども、そういうふうにしていくのか、そういう検討をしているのかどうか、お聞かせをください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 児童数の推計につきましては、基本的には、委員の御指摘のとおり、当年の2学期、9月頃の状況をベースに推計を始めて、翌年の必要教室数というのを検討しているところでございます。

原因としましては、文京区の場合、転入していらしている数が非常に多いことから、その情報が入ってくる直近の情報と、また大型建築物につきましては、建築計画を検討している段階で御提出していただいておりますので、その情報等を加味した上で、翌年度の教室計画という形にはなるんですけども、とはいえ、35人学級がかかりました。そして、本区では今、おっしゃるとおり子どもが非常に増えていて、普通教室に転用し得る教室が少なくなっているところもございまして、まず各学校の、現在区内にお住まいの、要は5歳からゼロ歳までのお子さんが何人いらっしゃるのかということのベースの数字は持った上で、と併せて、今もう既に普通教室の転用が難しいと思われる学校については、一定調査をした上で、増築が必要か否かという判断はまた別で、恒常的に行っているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 おっしゃるように、人口が増えていく中で、どうやって把握というか、推計をしていくのかというのは、やっぱり直近の情報とともに先を見据えてというか、例えば大きい



ところが移転をしたりするときに、どういうふうになっていくのかなみたいな、そういうことの調査もやっぱり併せてやっていかないとと思うんですね。

今、あちこちの小学校で、増築校舎を造られてきているんですけども、そういう情報と、区が正確にというのはなかなか難しいとは思いますが、そういう把握については、やっぱり秋の段階になってからどうするのではなくて、先ほど北区のことを言いましたけれども、北区はそういうふうになっているし、江戸川区についても、あそこは学校がいっぱいありますから、これからどうやって改築をしていくかということについても、文京区とはちょっと状況は違うにしても、文京区でも建て替えの学校とかがまたこれから出てくるわけですから、そういう点では、やっぱり人口推計のところをより正確につかんでいくということが、今回のこの柳町のあれを見て、すごく感じました。

新しい校舎については、一応あの計画は、1学年3クラスという計算になっていて、最終的には、 $3 \times 6 = 18$ 教室、普通教室が用意されているんですけども、これからクラス数が、今年度から令和10年度までいくと6クラス増えていくわけですよ。これはまだ令和10年度までですから、それから先もどうなるかというのは、まだまだ未知ではあったとしても、増えていく可能性があるということを考えたときに、この教室数、今、新築のところの教室数で大丈夫かという思いがしたんですね。最初、柳町小学校の教室対策と聞いたときに、新しい校舎の中での対策が必要になるのかなというふうに思ったものですから、そういう点で、これからこの新しい学校の教室数で大丈夫かという、すごい思いがするんですけども、その先の対応とかも含めて、どんなふうにしていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 II期校舎が完成した場合の教室数は、当初計画は、委員のおっしゃるとおり、普通教室3室、各学年にあると。 $3 \times 6 = 18$ クラスまでという形の想定で造ってはおります。ただ、各学年に普通教室と同じ大きさの少人数教室に活用できるということで、少人数教室を1室、併せて同じフロア、並びに造っているところです。

確かに子どもが増えていまして、これについて、学校の実際の活用方法を、校長先生、副校長先生とちょっとお話をしたりしているんですけども、少人数教室というのは、各学年に1つは必要はないようで、2クラスを3クラスに展開させるというようなやり方を考えた場合には、今、各フロアに多目的室が1室ずつ、新校舎のほうは予定されておりますので、少人数教室という名前で設計はしておりますけれども、各学年4教室、 $4 \times 6 = 24$ クラスまで、仮に生徒数が増えたとしても、各フロアにある多目的室を活用することで、少人数教室

の展開は可能であろうというふうに見ているところです。

これによって、特別支援学級も各フロアに1教室ずつ、学級としても用意しておりますし、家庭科室以外は2室ずつ特別教室のほうも用意しているんですけども、これらに影響なく運営できるものというふうに考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。誠之小学校のように、新しくできて、更に足りなくなってしまうてみたいなことがないように、ぜひやっていただきたいというふうに思っています。

先ほど説明会のことを千田委員からも要望しましたけれども、2018年に柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本設計というのが皆さんに知らされている。その中を見たときに、工事期間中の校庭の使用ということが書かれていて、改築に伴う仮設校舎をつくらず、工事期間中も可能な限り校庭の使用ができるよう計画しますと。そういう形で、保護者の皆さんや地域の皆さんにお知らせがされているということで、今回、仮設を造らざるを得ないという点では、やっぱり保護者の皆さんや地域にきちっと説明が、あの当時と状況が変わりましたよということも含めて、お知らせをしなくてはいけないというふうに思いますので、そこはぜひ、皆さんおっしゃる丁寧な説明ですね、それをやっていただきたいということ。

それと、学校の改築だよりを配布してお知らせをするという御答弁でしたけれども、地域の方々までそれが渡るといことなんですか。学校内だけではなくて。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 改築だよりにつきましては、学校については、各御家庭に届くようにお渡ししております。町会につきましては、基本的には、町会の掲示板や回覧板で回してもらえようという形での御用意にはなっております。

先ほどお伝えし忘れましたが、当然、学校のホームページ等には上げていきますので、未就学児の皆さんはやはり学校に興味があると思うので、そこはどこにいらっしゃったとしても、今の町会以外のところから転入予定の方も、そういった形で見てもらえるようには工夫してまいりたいと思います。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 では、説明のほうは、ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。

最後ですけれども、新しくできる仮設の校舎と今ある仮設の校舎と、今、本体の学校とのつながりというか、今、仮設のところには、本体の学校から渡り廊下があって、行くようになっていきますけれども、新しくできる仮設校舎との連絡通路というか、どういう形になって

いくのかは、さっき御説明いただいたかと思うんですが、もう一回お願いいたします。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 資料の別紙の1のほうが、つながりとしては御覧いただきたいやすいかと思うんですが、仮設校舎の左下に、逆Lの字のようにになっているのが渡り廊下をイメージしているんですが、この屋根になるんですけれども、この位置に今、渡り廊下がありますが、ここの渡り廊下を延ばすような形で、第二仮設につながっていくことになります。つながる場所としましては、別紙2の左側、1階平面図、図面の一番下を見ていただきますと、スロープとなっているところがありますが、ここが入口になって、既存の仮設や既存校舎とつながっていくものになります。

なお、廊下を挟んで反対側、図面の上ですね、そちらのほうにも入口が用意されておりますので、アクセスは左右どちらからでもできるようにはなっております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。そうすると、この新しい仮設のところは、若干高くなるんですね、スロープというふうになっていますから。それは何か理由というか、あるんですか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 校庭面と全くフラットにしてしまいますと、やっぱり水の流入等がありますので、今の仮設校舎のほうも若干上げてある形になります。既存仮設と同じ高さ、同じような床という形で、予定はしているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 はい、分かりました。ちょっと運動場がこれから使えないという点では、子どもたちが非常に制約が増えてしまって、なかなか大変だなというのは、ちょっとこの間学校で子どもたちが遊んでいるところを見させていただいたんですけれども、あそこの運動場がもう半分以上というか、狭くなってしまいう中で、子どもたちが狭い中での安全対策というのも必要だなというふうに思いました。

今回、これと直接は変わらないんですけれども、今、子どもたちが南棟にできた新校舎の体育館まで行くのに、先生たちが何か気遣いが大変だという声をあちこちから聞いているんですけれども、致し方ないことなんでしょうけれども、安全対策で何か新しいことが、可能なあれがあればかなというふうに思ったんですけれども、それが今度、工事期間が延びることでは、さらにその部分も気遣いが長くなっていくので、そうした対応についても、要するに安全対策ですよ、そこのところをきちっとしていただきたいなというふうに思い

ますので、何か工夫みたいなことがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 委員のおっしゃるとおり、今、ちょうどⅡ期工事の部分がⅠ期工事と既存校舎の間、真ん中を完全に遮断するような形になってしまっておりまして、一旦外へ出ざるを得なくて、学校の先生方にも御苦労いただいているところでございます。

おっしゃるとおり、ちょっと期間が長くなりますので、その辺り学校としっかり協議しながら、必要な手が、打てる手があれば検討してまいりたいと思います。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ、そのところは、当事者の先生方からも声を聞いていただいて、何か工夫ができることがあれば、ぜひやっていただきたいということと、やっぱりこれから子どもたちが人口が増える中で、こうした問題が、柳町だけではなくて、ほかの学校にもそうしたことが起きる可能性がありますから、ここを例にして、ぜひ部局としても、先ほど言ったような学級編制の問題も、早い時期からやっぱりやっていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

柳町小学校については、20年前、学校統廃合計画の中で、柳町と礪川と指ヶ谷の3つを一緒にして1つにするような計画があったわけですがけれども、今回のこの状況を見たら、本当にあのときに統廃合しなくてよかったですねというのを改めて思いましたので、それは意見としてというか、感想として言っておきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは1点だけなんですけれども、ちょっと長くなるかもしれませんが、校庭の話です。先ほども議論がありましたが、校庭をつぶすくらいだったら、高層化したほうがいいんじゃないかという、そういう話です。

何かというと、周辺地区ですね、春日の再開発地区もそうですけれども、これだけ周辺には超高層が建っているわけです。何で小学校は高層化しないのかということをもっとお聞かせください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 基本的に、児童たちが活動する普通教室については、3階までというのが1点の目安にはなっておりますけれども、他区の事例で言えば、高層の部分に学校を造っているというケースもありますので、法的に何かできないということではございません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 そうなんです。他区に人口増に伴う高層化の事例があることは知っていて、これは特例で許可する仕組みがあるという話なんですけれど、検討はされたんでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回の柳町の第二仮設について申し上げますと、令和7年の4月までに教室を確保したいという点がございましたので、高層化についての検討というのはしておりません。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。今回はスケジュール的な問題があつてということなんですけれども、今後こういった事例があつた場合、あらかじめその検討ができる場合には、検討の材料になるんだなということは、今の御答弁からということでもいいんだと思うんですけれども、恐らく地域住民の同意が必要になってくるんじゃないかと思うんですが、この辺りいかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 もともと計画していたものを高層化することになりますと、まず設計自体が変更になってきますので、構造計算から始めての設計、再設計ということになります。初めから改築の中で一定高さを取った学校を建てようということであれば、そもそも改築については、地域の方を含めまして、改築基本構想検討委員会から議論していくこととなりますので、当然、地域の方の御了解をいただいた上での検討を進めていくことになるかと思えます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。改築を含めた検討であればということで、今、おっしゃった委員会について、ちょっとこの後お伺いしたかったのですが、一つだけ先に述べておくと、今回、校庭が減るとというのが、先ほど生徒の集合場所としても校庭は大事だという話があつたんですけれども、災害時には地域住民にも関わる問題なんですよね。まず、避難所開設の場合には、避難者が一時集合場所として校庭を使うわけで、これは体育館や屋上では代替ができないんです。ただでさえ、このエリアというのは対象住民が多いと思うんですが、これ以上校庭が狭くなって、災害時に地域住民の安全が確保できるとお考えなのか、お聞かせください。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 その点につきましては、防災課と協議しているところでございますが、確認しているところでは、各地域に広域避難場所が指定されていて、一定、まず広い場所に逃げるとなると、その広域避難場所というのを確保しているというところを伺っております。ただ、実際は、校庭等広い場所ということで、そちらにいらっしゃる方もいるところではございますが、原則として、防災課で考えている避難については、避難所としての学校の機能というふうに伺っておりまして、体育館がしっかりと活用できるかどうかと。そこへ受け止める前の、前さばきの部分としての校庭というような話を聞いているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 おっしゃるとおりなんです。その前さばきの場所がなくて大丈夫なのかとお聞きをしたかったんですね。これはちょっと防災課とのお話合いがあると思いますので、逆に、その前さばきとおっしゃった、その校舎の安全確保ができるまで、避難所が開設されるまでの間、校庭に避難者を誘導するような計画であれば、その辺りはもう一度点検をいただきたいなど。

あとは、ここは礪川の旧河道も近いので、液状化の危険もあると思うんですね。今、おっしゃった広域避難場所もそうですし、近隣の避難所との連携も大事だと思いますので、ここは改めて防災課と確認をいただければと思います。これは要望です。

これは同じ流れなんですけれども、校庭の話も含めてなんですが、保護者の声は既にお聞きになったという話なんですけど、PTAからは要望があったというふうに伺っているんですけども、それは今年度だったんでしょうか。そしてまた、それは保護者の総意だというふうに受け止めていらっしゃるんでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 教育委員会のほうでは、毎年度、各学校のPTAの皆様から要望書というのをいただいております、児童数増加に対応する仮設校舎についての増築希望ということでは、柳町小学校PTAから令和5年度に御意見をいただいているところがございます。受け止めとしましては、当然、PTAの皆様の御意見を集約したものが我々のところに御意見として届いているものと受け止めております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 PTAの意見を集約されたのは、そうなんだろうと思うんですけども、そもそもPTAって任意団体ですよ。これを保護者の代表としてお考えで、保護者の総意と

いうふうを受け止めていらっしゃるのかということをお聞きしたかったんですね。要は、説明会を3月に行われるとおっしゃったんですが、これは保護者全体が対象だと思うんですけども、その肝腎の保護者に、そんな要望を出していたなんて知らなかったみたいなことを言われる可能性はないかなというのを危惧しているんですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 副委員長が危惧される点は、十分あろうかと思います。全員一人一人に御意見を伺っているものではございませんので、そこは説明会の中でしっかりと御説明していきたいと思っております。ただ、PTAの中で御要望という形でいただいているところは、その意見の取りまとめの方法については、各団体の御判断と考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。後で知らなかったと言われて、それがいわゆる保護者の不信感につながらないように気をつけていただきたいということなんですが、それを考えるなら、3月までまだ1か月半あるんですけれども、待つんじゃなくて、せめて教育委員会定例会でも出ているわけですし、ここでも委員会報告をいただいているんですから、早く保護者に情報提供や説明をしたほうがいいのではと思うんですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 先ほど来申し上げております改築だよりの配布につきましては、説明会に先立ちまして、この後、早ければもう来週ぐらいから準備をして、早々に御案内していきたいと思っております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。まず先手を打つてということは、それがいいと思うんですけれども、ぜひ、説明会で意見を聞けるということが大事ですので、そういう双方向のやり取りが早めに行えるように工夫をいただきたいなと思っております。改築だよりに、御意見をいつでもお寄せくださいというふうな形でもいいと思いますが。

これだけ突っ込んでお伺いしているのは、別の学校ですけれども、小日向台町小学校でも、改築の方法について、地域住民から見直しの要望が寄せられていますよね。これも住民の多くがそんな話は知らなかったというのが発端だったと思うんです。同じ問題を繰り返さないように何か工夫をされているのか、お聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回は、工事を行っている中での仮設校舎ということになりますので、これまで段階を踏んで、保護者の皆様には、改築の状況であったり、それは改築だよりもそうですし、保護者会の中で学校からお話しいただいているということもありますし、必要に応じて学校運営協議会に我々が出向きまして御説明したいと。様々な方法で御案内している中の流れとして、今回の仮設校舎となりますので、一定、皆様が全く想定していなかったというようなお話ではないかしらというところは考えているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。今回はスムーズに運ばれているということなのですが、先ほどお話しした小日向台町小の場合は、改築基本構想検討委員会、先ほどお話しされていた、その委員会に参加していたPTAや地元町会の代表者に、そこで提供された情報であるとか、あと、そこで判断された意思決定に対して疑義が呈されたとお伺いしているんですね。要は、先ほど申し上げたとおり、区が保護者、そしてまた地域住民の代表と考えている各団体の判断に対して、当の保護者や地域住民から物言いがついた形だと思われるんですが、この辺りはいかがお考えでしょうか。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今回、いろいろな御要望をいただいているところではございますが、実際、その検討委員会等を開くときに、すべからく全保護者、全住民をというようなことは、現実的には難しいと思っております。その中で、今回、そういったことを知らなかった、情報として入っていなかったというような声があったのは事実、そういった認識はしております。我々としても、今後、そういったものを周知していくときに、もちろんその検討委員会というものの必要性、重要性というものは、十分に我々は認識はしているところでございますが、その周知方法、その改築だよりというような、名前はちょっと置いておいたとしても、そういったお便り等を、保護者も含めて広く周知するためのツールとして使うとか、そういった方法については、今後、今進んでいる案件も含めて検討はしていきたいというふうには考えてございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。ぜひ、広く周知をいただきたいという趣旨ではあるんですけども、一方では、先ほど申し上げた問題というのは、PTAや町会に対する代表としての正当性について、疑義が呈されたんじゃないかなと思うんですね。そもそもPTAとか町会の会則や規約には、それぞれ保護者や地域住民の代表として、意思表示や意思決定ができる



というふうには書いてあるんですかね。

○浅川委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 ちょっと会則等を確認しているわけではございませんが、例えばPTAの制度趣旨といたしますか、組織としての目的というようなところでは、在籍する児童・生徒の健全な成長を図ることを目的として設立されたものであるということもあるので、一定、児童・生徒の幸福といたしますか、よりよい学校生活を送るに当たって、いろいろ検討していただける団体であるというような認識がございますので、そういったような団体の方から代表者をとというようなことで、こちらから依頼する、お願いするということには、一定の意味、整合性はあるのではないかとこのふうには考えてございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 はい、承知しました。申し上げたかったのは、あたかも地域住民や保護者の代表として町会やPTAが扱われているんじゃないかと、そういうふうにならないように、要は、恐らく両団体の規約や会則には、意思決定の経緯や経過について、会員へ説明責任があるというようなことも書いていないと思うんですよ。要は、そこで判断をされたとしても、説明責任は、この検討委員会の場合は、会を主催している区にあると思いますので、説明責任は区がしっかり取っていただきたい。そこをはっきりと申し上げておきたいと思います。

最後に、一つ御紹介するんですけれども、文京区議会を見守る会という、LINEオープンチャットがあるんですね。600人近い参加者がいて、そこでこの問題はずっと議論されているんですが、御存じですかね。

（「知っていたら何だというの」と言う人あり）

○沢田副委員長 いや、要点だけ紹介をしますと、地域住民からですね——いや、これはちょっと紹介させてください。特に大事な意見だと思いますので、紹介をさせていただきたいんですが……。

（「そんな不特定多数の匿名のやつを御紹介されても困るよ、委員会で。副委員長が話すような内容じゃないだろう、それ」「柳町の…」と言う人あり）

○浅川委員長 そう、柳町のことだから、説明会についてはね……。

○沢田副委員長 要点の紹介はさせていただいてよろしいのでしょうか。

○浅川委員長 ちょっと離れなければいいんですけどね、内容的に。

○沢田副委員長 はい、内容は離れません。簡単に紹介すると、私が所属する町会から検討委

員会に出席する代表者は、知らない間に決定し、自ら調べない限り、検討委員会の情報を見ることはないのが現状である。そして、工事中や改築後に通学する児童の保護者などの当事者が意見を伝える場がないまま、全てが決まってしまうことが問題であると書かれています。

先ほど私が述べたとおり、災害時には避難所にもなる公共の施設ですから、事前の計画については、町会やPTAといった限られた人だけに意見を聞くのではなくて、町会に入っていない人や子どものいない人がこの件について考えたり、意見を伝えたりする機会をつくってほしいということなんです。

今回は、先ほど副参事も課長もおっしゃったとおり、地域住民には、町会を通して改築だよりを回覧掲示して周知する。そして、未就学児には、学校ホームページや近隣の保育園、幼稚園を通して周知をされるということだったんですが、それだけで、今、述べたような、知らない間に決まってしまったじゃないかという問題は、解決できるとお考えでしょうか。

○浅川委員長 教育推進部長。

○新名教育推進部長 今、副委員長から御紹介いただいたような内容については、おおむね我々も把握をしてございます。先ほど学務課長からお答えしたとおり、小日向台町小学校の改築につきましては、PTAの方、それと地域の方も広く加わっていただいて、改築基本構想検討委員会の中で検討し、昨年3月にその報告書をまとめてということで、その後、議会等にも報告をし、今、ちょうどその設計の事業者を選定しているというような状況でございます。

その中で一番議論になったのが、報告書の中に記載をされている想定工期が8年というところで、その中で8年も工期が掛かるということだと、子どもへの影響というのが非常に大きいということで、その近隣の国有地、現在、特養を建設する予定の国有地のほうに仮校舎を造れないかというようなお話ではございますけれども、確かにそちらに造れば工期は短縮できるということでございますけれども、その特養の建設というの、区の喫緊の課題ということでございますので、我々としては、そちらに仮校舎を造ることはできないという形でお答えをさせていただいているところでございます。

この区の考え方というところは、もう区のホームページ等でもお伝えをさせていただいておりますけれども、そちらの国有地を仮校舎で使うことはできないということでございますけれども、その改築期間が長期化してしまうということについては、子どもたちにとって、教育環境として、決していいことではないというふうにして我々も考えてございますので、できる限り工期の短縮という努力については、今現在も行っているというところでござい

す。

また、副委員長から御指摘があった、それぞれの代表の方々、こちらから見ると代表という形で、PTAですとか町会の方に御参加をいただいております。今、他の地域でも同じな形で、基本的には選出していただいた団体のところから、あくまでも我々としては代表という形で加わっていただいているので、ここで検討した中身については、それぞれの母体に持ち帰っていただいてフィードバックして、その意見をこちらのほうで検討委員会の中で述べてくださいという形でお願いしているというところでございます。

ただ、その辺りが十分に伝わっていないということであれば、先ほど申し上げた小日向については、設計事業者も決まったということで、今後、間もなく設計というような段階に入ってきてまいりますので、具体的に今いつとは申し上げられませんが、できるだけ早い段階で、説明会等々については検討していきたいと考えてございます。

○浅川委員長 ちょっと一般質問みたいになっちゃっているのですが、すみません、その辺り配慮して言ってください。

沢田副委員長。

○沢田副委員長 承知しました。小日向の経緯をお聞きしたいというよりは、その小日向のケースを例に取って、今までよりもより広く、そして丁寧に、先手を打って情報共有であるとか意見聴取をしていく、その工夫が必要なんじゃないかと申し上げたかったんですね。これは、「文の京」自治基本条例にも書かれているわけです。区民には、協働・協治の社会の実現に参画する権利があり、また地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができるという話で、今般の区の進め方、そして区民からの御意見を聞いていると、これが十分に達成できているとは思えないという話を差し上げたかったということです。

おっしゃったとおり、区内には、これからまだ同種の問題を抱えている学校とか地区がありますので、今、御紹介した文京区議会を見守る会の住民の意見も、これから改築を迎える千駄木小エリアの方の御意見なんです。要は、検討が始まってから周知したのでは遅いんだと思うんです。あらかじめ、学校周辺の地区全体で情報共有と協議の土台をつくっておくこと。そして、そこから提案であるとか合意を引き出していくべきなんじゃないかと思うんです。これは当然、町会やPTAだけではなくて、オープンで誰でも参加できるまちづくりについての話し合いの場にする必要がある。そのきっかけをつくったり、合意に導いたりするのも、本当は行政の仕事なんだと思うんですね。

戻りますけれども、先ほど申し上げた、校庭をつぶすぐらいなら高層化するとどうなんだ

という話、これは例えば近隣の住民の方からしたら当然反対なんですよ、個人の利益だけを考えたら当たり前話なんです、そうではなくて、地域全体の利益を、特にまちの未来であるとか子どもたちの未来であるとかを考えるためのまちづくりだと思いますので、その機運をつくるのは、ぜひ地方行政の役割として文京区に担っていただきたい。そのための協議会の仕組みもありますし、また地区計画の前例もあるわけですので、そういった横断的な工夫をして、これからもぜひ、住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思われる、そんな文京区の学校、行政であっていただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 それでは、以上で、報告事項2「文京区立柳町小学校の教室対策について」を終了いたします。

---

○浅川委員長 その他に入ります。委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○浅川委員長 それでは、以上をもちまして、文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11時48分 閉会